リスクアセスメント等普及促進3か年計画

福岡労働局

1 目的

本計画は、第11次労働災害防止計画(計画の期間:平成20~24年度)と相まって、死傷災害等の労働災害全体を一層減少させるため、事業場における危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を行い、それに基づく措置の実施を行うリスクアセスメント等(注1)の定着を図り、自主的な安全衛生管理活動を普及促進させることを目的とする。

(注 1) リスクアセスメント(危険性又は有害性等の調査)とは、労働者の就業に係る危険性又は有害性を特定し、特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度(被災の程度)とその災害が発生する可能性の度合を組み合わせてリスクを見積り、そのリスクの大きさに基づいて対策の優先度を決めた上で、リスクの除去又は低減の措置を検討し、その結果を記録する一連の手法である。リスクアセスメント等とは、リスクアセスメントの結果に基づくリスク低減措置までを含む。

2 期間

平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間とするが、最終年度にリスクアセスメント等の普及促進の状況を把握のうえ、見直しを行うこととする。

3 目標

- (1) リスクアセスメント等について労働安全衛生法において努力義務とされた一定の業種(注2、規模については注3)の事業場に対して、作業内容等に即した具体的な実施方法の普及、事業場内の人材養成の促進等を図ることにより、その実施率を着実に向上させること。
- (2) 化学物質に係るリスクアセスメント等について、化学物質等安全データシート(以下「MSDS」という。)等を活用することにより、その実施率を 着実に向上させること。
 - (注 2) 製造業、林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業。ただし、化学物質については全業種。
 - (注3) 労働安全衛生法において、リスクアセスメント等の実施について、事業場の規模により適用除外の規定はないが、本計画では、安全管理者(化学物質については衛生管理者。以下「安全管理者等」という。)の選任が義務付けられている労働者数 50 人以上規模の事業場を対象に普及促進を図るものとする。

4 事業場における実施事項

(1) リスクアセスメント等を未導入の事業場

ア 実施体制の整備

事業者は、リスクアセスメント等について導入を図るため、厚生労働省ホームページ等により、労働安全衛生法第28条の2第2項の規定に基づく「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(以下「指針」という。)、関係通達、解説及びリーフレットを入手し、この指針に基づき総括安全衛生管理者等(事業場トップ)に統括管理をさせるとともに、安全管理者等にその実施を管理させるなど、実施体制の整備を行うこと。

イ 事業場内リスクアセスメント担当者の養成

事業者は、安全管理者等が安全衛生に関する外部の説明会・研修会に 参加できるように配慮する等、事業場内におけるリスクアセスメント担 当者の養成に努めること。

ウ 事前準備

事業者は、次に掲げる資料等を整備し、リスクアセスメントの導入に 当たっての事前準備を図ること。

- ① 作業標準、作業手順書等
- ② 仕様書、MSDS等
- ③ 機械設備のレイアウト、作業の周辺の環境に関する情報
- ④ 作業環境測定結果等
- ⑤ 混在作業による危険性、複数の事業者が同一の場所で作業を実施する状況に関する情報
- ⑥ 災害事例、災害統計等
- ⑦ その他参考になる資料
- エ リスクアセスメント等の実施

事業者は、次に掲げるときには、リスクアセスメント等を実施すること。

- ① 建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき
- ② 設備、原材料等を新規に採用し、又は変更するとき
- ③ 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき
- ④ 建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき
- (2) リスクアセスメント等を既に導入している事業場
 - ア 事業場内リスクアセスメント担当者の能力向上

事業者は、厚生労働省、労働災害防止団体等のホームページに登載された労働災害事例、安全衛生に係る活動事例・改善事例等の情報及び外部のリスクアセスメント研修会を活用して、事業場内におけるリスクアセスメント担当者の能力向上を図ること。

イ リスクアセスメント等の定着

事業者は、検討を行ったリスク低減措置が確実に実施されているか確認を行うとともに、随時、リスク低減措置の検討の見直しを行い、リスクアセスメント等の定着を図ること。

ウ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入

事業者は、安全衛生管理手法にリスクアセスメント等を取り入れた労働 安全衛生マネジメントシステムの導入を図ること。

5 関係団体における実施事項

(1) 会員事業場への情報提供

リスクアセスメント等に関して、会報への掲載、リーフレット等の配布により会員事業場への情報提供を行うこと。

(2) 安全衛生に関する説明会・研修会の実施

安全衛生に関する説明会・研修会を実施する場合には、労働災害事例、安全衛生に係る活動事例・改善事例等を活用し、事業場内リスクアセスメント担当者の 養成を図ること。

6 局・署における実施事項

(1) 事業場内リスクアセスメント担当者の養成・能力向上の支援

指針に基づくリスクアセスメント等の適切な導入及び定着の促進を図るため、厚生労働省・福岡労働局ホームページ等に、関係通達、リーフレット、マニュアル、労働災害事例、安全衛生に係る活動事例・改善事例等が掲載されていることを周知するとともに、それらの資料を活用して説明会を開催し、事業場内リスクアセスメント担当者の養成・能力向上の支援を行う。

(2) モデル事業場の選定

リスクアセスメント等が適切に実施されているモデル事業場を選定し、その 実例、効果等について公表することにより、他の事業場に対しても効果的な普 及を促進する。

(3) 個別事業場に対する指導

安全管理者等の選任が必要な事業場に対して、リスクアセスメント等の導入から実施についての指導を行う。

(4) 関係団体への支援

関係団体に対して、リスクアセスメント等に関する啓発、好事例等の情報提供を行う。